



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則	統 計 課
◎ 告 示	
○収納代理金融機関の指定の一部改正	財 政 課
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（2件）	漁 業 振 興 課
・長崎県民の森指定管理者の指定	林 政 課
・道路の区域変更（4件）	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（3件）	〃
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	砂 防 課
◎ 公 告	
・落札者等	情報システム課
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	漁 業 振 興 課
・県営緊急耐震工事変更計画の決定	農 村 整 備 課
・地域森林計画書の公表	林 政 課
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧	砂 防 課
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施（2件）	長崎県公立大学法人

規 則

長崎県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月14日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第1号

長崎県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県統計調査条例施行規則（平成12年長崎県規則第57号の6）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この規則は、長崎県統計調査条例（昭和26年長崎県条例第12号。以下「条例」という。） <u>第2条</u> の規定に基づき、条例によって行う統計調査（以下「調査」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。 （統計調査員） 第4条 <u>調査に関する事務に従事させるため、条例第4条に</u>	（目的） 第1条 この規則は、長崎県統計調査条例（昭和26年長崎県条例第12号。以下「条例」という。） <u>第10条</u> の規定に基づき、条例によって行う統計調査（以下「調査」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。 （統計調査員） 第4条 条例第4条に規定する統計調査員として、 <u>調査指導</u>

<p>規定する統計調査員として設置される者は、次項に規定する事務を適正に執行する能力（第3項に規定する指導員にあっては、次項及び第3項に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。</p> <p>(1) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員</u></p> <p>(2) <u>警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する警察官</u></p> <p>2 統計調査員は、<u>知事の指揮監督</u>を受けて、調査票の配布及び収集その他調査に関する事務に従事する。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、知事の指揮監督を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査票その他関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行うものとする。</u></p> <p>4 条例第5条第2項の規定により<u>調査員及び指導員</u>に対して交付するその職務を示す証票は、これらの者を任命したときに交付するものとする。</p> <p>5 調査員及び指導員は、調査に関する事務に従事するときは、前項の証票を携帯し、必要に応じて、これを提示しなければならない。 (報酬等の交付)</p> <p>第5条 <u>調査員及び指導員</u>に対しては、予算の定めるところにより、報酬及び調査に要する費用を交付するものとする。</p> <p>2 報酬及び調査に要する費用の交付については、<u>必要に応じて</u>、知事が別に定める。 (集計及び公表)</p> <p>第9条 <u>知事は、調査票の集計を行い、その結果を公表するものとする。</u></p>	<p><u>員及び調査員を置く。</u></p> <p>2 調査指導員及び調査員は、統計調査業務に関し熱意を有する者から知事が任命する。この場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、<u>調査指導員及び調査員に任命することができない。</u></p> <p>(1) <u>満20歳未満の者</u></p> <p>(2) <u>税務又は選挙事務に携わる者</u></p> <p>(3) <u>調査内容に関し利害関係を有する者</u></p> <p>3 調査指導員は、知事の指揮監督を受けて、調査員を指導する。</p> <p>4 調査員は、<u>調査指導員の指導</u>を受けて、調査票の配布及び収集その他調査に関する事務に従事する。</p> <p>5 条例第5条第2項の規定により<u>調査指導員及び調査員</u>に対して交付するその職務を示す証票は、<u>第2項の規定によりこれらの者を任命したときに交付するものとする。</u></p> <p>6 調査指導員及び調査員は、調査に関する事務に従事するときは、前項の証票を携帯し、<u>調査の相手方からその提出を求められたときは、これを提示しなければならない。</u> (報酬等の交付)</p> <p>第5条 <u>調査指導員及び調査員</u>に対しては、予算の定めるところにより、報酬及び調査に要する費用を交付するものとする。</p> <p>2 報酬及び調査に要する費用の交付については、知事が別に定める。 (集計及び公表)</p> <p>第9条 <u>調査結果は、調査票等の内容を集計のうえ、これを公表するものとする。</u></p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第14号

収納代理金融機関の指定（昭和43年長崎県告示第197号）の一部を次のように改正し、令和4年2月11日から適用する。

令和4年1月14日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前												
<p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき、指定金融機関の取り扱う県公金の収納の事務の一部を取り扱わせる金融機関として、次のとおり指定する。</p> <p>(1)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">九州ひぜん信用金庫</td> <td> 本店営業部 大町支店 白石支店 嬉野支店 鹿島支店 宮野町支店 北方支店 山内支店 佐世保営業部 本島支店 大宮支店 俵町支店 大野支店 早岐支店 相浦支店 大村支店 竹松支店 諫早支店 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 略</p>	略		九州ひぜん信用金庫	本店営業部 大町支店 白石支店 嬉野支店 鹿島支店 宮野町支店 北方支店 山内支店 佐世保営業部 本島支店 大宮支店 俵町支店 大野支店 早岐支店 相浦支店 大村支店 竹松支店 諫早支店	略		<p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき、指定金融機関の取り扱う県公金の収納の事務の一部を取り扱わせる金融機関として、次のとおり指定する。</p> <p>(1)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">九州ひぜん信用金庫</td> <td> 本店営業部 大町支店 白石支店 嬉野支店 鹿島支店 宮野町支店 北方支店 山内支店 佐世保営業部 本島支店 大宮支店 俵町支店 大野支店 早岐支店 相浦支店 大村支店 西大村支店 竹松支店 諫早支店 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 略</p>	略		九州ひぜん信用金庫	本店営業部 大町支店 白石支店 嬉野支店 鹿島支店 宮野町支店 北方支店 山内支店 佐世保営業部 本島支店 大宮支店 俵町支店 大野支店 早岐支店 相浦支店 大村支店 西大村支店 竹松支店 諫早支店	略	
略													
九州ひぜん信用金庫	本店営業部 大町支店 白石支店 嬉野支店 鹿島支店 宮野町支店 北方支店 山内支店 佐世保営業部 本島支店 大宮支店 俵町支店 大野支店 早岐支店 相浦支店 大村支店 竹松支店 諫早支店												
略													
略													
九州ひぜん信用金庫	本店営業部 大町支店 白石支店 嬉野支店 鹿島支店 宮野町支店 北方支店 山内支店 佐世保営業部 本島支店 大宮支店 俵町支店 大野支店 早岐支店 相浦支店 大村支店 西大村支店 竹松支店 諫早支店												
略													

長崎県告示第15号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和4年1月14日

長崎県知事 中村 法道

加入区

佐世保市相浦加入区

長崎県告示第16号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和4年1月14日

長崎県知事 中村 法道

加入区

上県町鹿見加入区

長崎県告示第17号

長崎県県民の森条例（昭和60年長崎県条例第26号）第3条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年1月14日

長崎県知事 中村 法道

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
長崎県民の森	諫早市貝津町1122番6 一般社団法人 長崎県林業コンサルタント 会長 後藤 充明	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

長崎県告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び杵岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
路線名 国分箱崎線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
杵岐市芦辺町国分当田触字上藤田360番地先から 杵岐市芦辺町国分当田触字上藤田331番1地先まで	後A	4.7~15.0	133.5	
	前B	4.8~23.8	117.5	
	後B	4.8~23.8	117.5	

長崎県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
路線名 野母崎宿線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市大崎町256番15地先から 長崎市大崎町275番1地先まで	前	15.0~19.5	18.1	
	後	15.7~22.3	18.1	

長崎県告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
路線名 奥ノ平時津線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡時津町日並郷1084番1地先から 西彼杵郡時津町日並郷1087番1地先まで	前	12.4~13.3	17.6	
	後	12.4~13.7	17.6	

長崎県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路 線 名 神ノ浦港長浦線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
官公有無番地先（長崎市神浦向町字大松野42番2）から 長崎市神浦向町字中島45番1地先まで	前	16.6~18.5	1.4	
	後	15.7~16.6	1.4	

長崎県告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 国分箱崎線	壱岐市芦辺町国分当田触字上藤田360番地先から 壱岐市芦辺町国分当田触字上藤田331番1地先まで	令和4年1月14日

長崎県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 湯ノ本芦辺線	壱岐市芦辺町芦辺浦字樋ノ川933番1地先から 壱岐市芦辺町芦辺浦字樋ノ川928番地先まで	令和4年1月14日

長崎県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 神ノ浦港長浦線	長崎市神浦向町字大松野42番1地先から 長崎市神浦向町字中島53番地先まで	令和4年1月14日

長崎県告示第25号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、平成24年長崎県告示第364号及び平成26年長崎県告示第640号で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同法第7条第6項及び第9条第8項の規定により、指定を解除する。

なお、その公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和4年1月14日

長崎県知事 中村 法道

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
佐世保一（急）-1845-3	佐世保市大和町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示
佐世保一（急）-1845-4	佐世保市大和町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保一（急）-1849	佐世保市天神二丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保一（急）-1849-2	佐世保市天神二丁目	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保一（急）-1914-2	佐世保市白岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保一（急）-1914-3	佐世保市白岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保一（急）-1914-5	佐世保市白岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保一（急）-1914-6	佐世保市白岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保一（急）-1914-7	佐世保市白岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

佐世保一（急）-1914-8	佐世保市白岳町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保一（急）-1932-4	佐世保市大岳台町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

公 告

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年1月14日

長崎県知事 中村 法道

- 1 物品等又は特定役務の名称及び数量
 - (1) FENCE-Mobile RemoteManager 基本利用サービス（Light版）（利用期間5年） 3,652
 - (2) FENCE-Mobile RemoteManager 運用代行サービス（利用期間5年） 3,652
 - (3) FENCE-Mobile時間外紛失対応（利用期間5年） 1
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
 長崎県総務部情報システム課（情報基盤班）
 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2233
- 3 契約方法
 一般競争入札
- 4 落札決定日
 令和3年12月7日
- 5 落札者
 長崎市西坂町2-3
 富士通 J a p a n 株式会社 長崎支店 支店長 大友 崇
- 6 落札価格
 29,396,400円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 7 入札公告日
 令和3年10月26日
- 8 落札方式
 最低価格

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年1月14日

長崎県知事 中村 法道

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名
 長崎県対馬市峰町佐賀429番地13
 上野 洋次郎
 長崎県対馬市峰町佐賀538番地
 春日亀 和明
 - (2) 加入区
 峰町佐賀加入区
 - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

峰町東部漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県対馬市峰町佐賀33番地14

峰町東部漁業協同組合

県営緊急耐震工事変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営藤の棟地区土地改良事業（ため池整備事業）につき緊急耐震工事計画を定めた計画を変更するので、同法第88条第19項で準用する同法第87条第5項の規定により公告し、緊急耐震工事変更計画書の写を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年1月14日

長崎県知事 中村 法道

1 縦覧に供すべき書類の名称

藤の棟地区農村地域防災減災事業緊急耐震工事変更計画書

2 縦覧期間

令和4年1月14日から令和4年2月14日まで

3 縦覧場所

長与町建設産業部産業振興課

地域森林計画書の公表（公告）

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により五島壱岐地域森林計画をたて、並びに同条第5項の規定により長崎北部、長崎南部及び対馬の各地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により当該計画書を次のとおり公表する。

令和4年1月14日

長崎県知事 中村 法道

1 森林計画区の名称

長崎北部森林計画区（佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵郡及び北松浦郡の各一円）

長崎南部森林計画区（長崎市、島原市、諫早市、大村市、西海市、雲仙市、南島原市及び西彼杵郡の各一円）

五島壱岐森林計画区（五島市、壱岐市及び南松浦郡新上五島町の各一円）

対馬森林計画区（対馬市一円）

2 公表する場所

長崎市尾上町3番1号 長崎県農林部林政課（長崎北部、長崎南部、五島壱岐及び対馬の各森林計画区）

諫早市永昌東町25番8号 長崎県県央振興局農林部森林土木課（長崎北部及び長崎南部の各森林計画区）

島原市城内1丁目1205番地 長崎県島原振興局農林水産部林務課（長崎南部森林計画区）

佐世保市木場田町3番25号 長崎県県北振興局農林部林業課（長崎北部森林計画区）

五島市福江町7番1号 長崎県五島振興局農林水産部林務課（五島壱岐森林計画区）

壱岐市石田町石田西触1290番地 長崎県壱岐振興局農林水産部農林整備課（五島壱岐森林計画区）

対馬市厳原町国分1441番地 長崎県対馬振興局農林水産部林業課（対馬森林計画区）

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」とい

う。)の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則(平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」という。)として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和4年1月14日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧期間 令和4年1月17日から令和4年1月30日まで(土日祝日を除く勤務時間内)
- 2 縦覧場所 対馬振興局建設部河港課、対馬市上対馬振興部地域振興課、対馬市上対馬振興部上県行政サービスセンター
- 3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
 - (1) 対馬市上対馬町、上県町
急傾斜地の崩壊及び土石流
- 4 意見書の提出
 - (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙(規則様式第1)に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送(当日消印有効)により提出することができる。
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
 - (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
 - (3) 前2号により提出された意見書等有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき対馬市長に意見聴取を求める際に添付する。
 - (4) 提出先
〒817-8520 対馬市巖原町宮谷224
対馬振興局建設部河港課

雑 報

一般競争入札の実施について(公告)

長崎県立大学マイクロソフト教育機関向け包括ライセンス(EES)一式について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年1月14日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達件名及び数量
長崎県立大学マイクロソフト教育機関向け包括ライセンス(EES)一式
 - (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
 - (3) 契約期限
令和4年3月2日から令和5年3月31日
 - (4) 納入及び作業場所
長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1 長崎県立大学シーボルト校
 - (5) 入札の方法
前記(1)の物品を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札の参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
 - (2) アまたはイの資格を得ている者であること。
 - ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）（以下、「県資格」という。）に定める資格
 - イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと
 - (4) この公告の日から15の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者でないこと
- 3 競争入札参加資格を得るための申請の方法
- (1) 競争入札参加者の資格は、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
 - (2) 審査事項
 - ア 前2カ年の損益状況
 - イ 従業員数
 - ウ 前2カ年の純資産の状況
 - エ 財務比率（売上高当期利益率、固定長期適合率及び流動比率）
- 4 資格審査申請の時期
- この公告の日から、令和4年2月1日（火）まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。
- 5 資格審査申請の方法
- (1) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から(4)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。
 - (2) 申請書の提出方法
 - ① 申請者のうち、県資格を取得している者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 誓約書
 - イ 委任状
 - ウ 印鑑届（様式第2号）
 - エ 口座振替申込書（様式第3号）
 - オ 長崎県からの資格審査結果通知書の写し
 - ② 申請者のうち、県資格を取得していない者は、申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 誓約書
 - イ 委任状
 - ウ 営業概要書
 - エ 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
 - (ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - (イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
 - オ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

- (ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- カ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- キ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- ケ 印鑑届（様式第2号）
- コ 口座振替申込書（様式第3号）
- ※ 提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。
- (3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨
申請書は、日本語及び日本国通貨で作成すること。
- (4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1
（名称）長崎県立大学シーボルト校 総務企画課総務グループ
（電話）095-813-5500
- 6 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書を通知（郵送）する。
- 7 資格審査の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書にて通知する。
- 8 資格審査申請事項の変更
入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号
- 9 資格の取消し等
入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。
- 10 入札説明書の交付方法
（期間）この公告の日から令和4年1月25日（火）まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分の間
（場所）13の部局とする。
（受領）入札参加希望者は、13の部局で必ず入札説明書を受領すること。
なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒（角2サイズ）及び切手（140円）を同封のうえ、13の部局まで送付すること。（上記期間内必着とする。）
- 11 入札参加条件
この入札に参加する者は、入札説明書の別記に掲げる納入しようとする物品の機能等証明書を令和4年2月1日（火）17時00分までに、13の部局に提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。
- 12 質問書の提出
当該入札に関する質問については、令和4年1月25日（火）17時00分までに、13の部局に書面にて提出すること。提出は郵送、持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAX（095-813-5220）での提出も可とする。この場合にあつては、入札期日までに押印した原本を提出すること。なお、回答は入札期日までの間にFAXにて行う。
- 13 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1
（名称）長崎県立大学シーボルト校 総務企画課企画グループ

(電話) 095-813-5735

- 14 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 15 入札の日時及び場所
(日時) 令和4年2月15日(火) 14時00分開始
(場所) 長崎県立大学シーボルト校 本部棟2階特別会議室
開札当日が悪天候(大雨、大雪等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に13の部に確認すること。
- 16 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
徴収しない。
ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。
 - (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 17 入札が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 18 入札の無効
次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
 - (7) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
 - (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(署名のみ、また、入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)その他必要な記載事項を確認できないとき。
 - (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 19 落札者の決定方法
 - (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

20 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
(2) その他、詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

長崎県立大学無線アクセスポイント配線改修について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年1月14日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名及び数量
長崎県立大学無線アクセスポイント配線改修
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和4年3月31日
- (4) 委託作業場所
長崎県佐世保市川下町123番地1 長崎県立大学 佐世保校
長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1 長崎県立大学 シーボルト校
- (5) 入札の方法
(1)の業務を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札の参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
- (2) アまたはイの資格を得ている者であること。
ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。
イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) この公告の日から7の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和4年1月26日17時00分までに次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地1

（名称）長崎県公立大学法人 総務課財務グループ

（電話）0956-47-2191

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地1

（名称）長崎県公立大学法人 企画広報課

（電話）0956-47-5856 （FAX）0956-47-8047

5 入札説明書の交付

(期間) この公告の日から令和4年1月20日まで(大学の休日を除く。)の9時00分から17時00分の間。

(場所) 4の部局とする。

(受領) 入札参加希望者は、4の部局で必ず入札説明書を受領すること。

6 入札書及び契約の手續きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札の日時及び場所

(日時) 令和4年1月31日 11時30分

(場所) 長崎県立大学佐世保校 学生会館2階 G-204教室

開札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札額の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

9 入札が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 実作業者の情報技術が、業務に必要な要件を満たすものと認められなかったとき。

(8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(9) 入札書に記名押印がないとき(署名のみ、また、入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)その他必要な記載事項を確認できないとき。

(10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

11 落札者の決定方法

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に

基づき長崎県から排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

12 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト